

会 議 録

会議の名称	令和5年度第4回 本庄市交通政策協議会		
開催日時	令和6年1月24日(水)	午前・ 午後 午前・ 午後	1時30分から 3時00分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室		
出席者	区 分	職 名	氏 名
	1号委員	本庄市副市長	山下部 勝
	2号委員	十王自動車(株)代表取締役 専務	石倉 実希雄(代理)
	3号委員	本庄観光(株)相談役	山田 三二(代理)
	5号委員	朝日自動車労働組合 執行委員長	飯塚 光弘
	6号委員	西今井自治会長	町田 純一
		本庄市老人クラブ連合会 副会長	柳田 信
		児玉商工会 会長	江原 貞治
		本庄市身体障害者福祉会 会長	種村 朋文
	7号委員	本庄警察署交通課 課長	笹原 久雄
	8号委員	児玉警察署交通課 課長	金子 昇(代理)
	9号委員	埼玉県企画財政部交通政策課 主査	古川 雄哉(代理)
	12号委員	国土交通省大宮国道事務所 所長	中洲 啓太(代理)
		埼玉県本庄県土整備事務所 道路部長	岡本 史靖
	13号委員	早稲田大学 名誉教授	浅野 光行
		本庄市議会 議員	林 富司
事務局：齊藤都市整備部長、栗原都市整備部次長、茂木都市計画課長、山田課長補佐、菊池主査			
欠席者	区 分	職 名	氏 名
	2号委員	朝日自動車(株)運輸部長	田沼 健一
		一般社団法人埼玉県バス協会 専務理事	関根 肇
	3号委員	協同貨物自動車(株)代表取締役	浅見 禄郎
	4号委員	本庄地区タクシー協議会 会長	神宮 つぐよ
		一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 専務理事	高原 昭
	6号委員	本庄商工会議所 専務理事	田中 一成
	10号委員	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局 首席運輸企画専門官	中山 俊夫
11号委員	国土交通省関東地方整備局建政部 都市調整官	大関 弘之	

議 題 (次 第)	1. 開 会 2. 挨拶 3. 議 事 (1) デマンドバス及びシャトルバスの仕様書(案)について (2) 令和5年度生活交通確保維持改善計画の事業評価について (3) 本庄市交通政策協議会設置要綱の一部改正について 4. そ の 他 5. 閉 会
配 付 資 料	令和5年度第4回 本庄市交通政策協議会 資料一式 令和5年度第3回 本庄市交通政策協議会 会議録
その他特記事項	
主 管 課	都市計画課

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
司 会	<p>定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。</p> <p>当協議会につきましては、本庄市交通政策協議会設置要綱第6条第5項により、原則として公開により開催することになっております。</p> <p>本日の協議会開催につきましては、傍聴希望者が1名いらっしゃいました。傍聴人におかれましては、事務局より事前にお配りした「傍聴上の注意」を遵守していただきますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、会議録につきましては、発言者の氏名を伏せたうえで公開となりますので、ご了承ください。</p> <p>それでは、これより令和5年度第4回本庄市交通政策協議会を開催いたします。</p> <p>皆さまにはお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます都市整備部都市計画課長の茂木と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>はじめに事務局から会議の成立についてのご報告と、配布資料の確認をさせていただきます。</p>
事務局	<p>設置要綱第6条第2項に「会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。」と規定しております。</p> <p>本日、出席しております委員は、23名中15名であります。</p> <p>よって、本会議が成立していることをご報告させていただきます。</p> <p>また、本日の次第が表紙となっております資料一式と「令和5年度第3回 本庄市交通政策協議会 会議録」を配布してございます。資料に落丁・乱丁等ございましたら、事務局までお申しつけください。</p>
司 会	<p>皆さま資料はお揃いでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、資料の表紙にございます次第に従いまして、進めさせていただきます。設置要綱第5条第1項第1号の規定によりまして、本協議会の会長は、本庄市副市長があたることとなります。</p>

	<p>また、設置要綱第6条第1項の規定によりまして、本会議の議長は、会長が務めることとされております。ここで山下部副市長にご挨拶をいただきたいと存じます。</p>
会 長	<p>(挨拶省略)</p>
司 会	<p>ありがとうございました。 それでは、これより議事に移ります。設置要綱第6条第1項の規定により、本会議の議長は、会長が務めることとされておりますので、今後の進行を山下部会長にお願いいたします。</p>
会 長	<p>会議の運営がスムーズにいきますようご協力をよろしくお願いいたします。 今日は、議事が3件ございます。 まず、次第の3「議事」(1)「デマンドバス及びシャトルバスの仕様書(案)」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《議事(1)デマンドバス及びシャトルバスの仕様書(案)について》説明</p>
会 長	<p>ただいまの事務局の説明に対してご意見等ありますでしょうか。</p>
委 員	<p>シャトルバス仕様書の15頁(9)利用者に関して、「原則として一人で乗り降り可能な方(介護者が同乗する場合はこの限りでない。)」とありますが、例えば、車椅子利用者の場合、介助者がいなくても車にスロープをかけることによって車椅子ごと乗れると解釈してよろしいでしょうか。 また、車椅子から降りて乗車した場合、その車椅子を荷物として積めるのでしょうか。 さらに、予約時に車椅子利用者であることを言う必要性はありますでしょうか。現時点で想定されていることがあればお聞きしたい。</p>
会 長	<p>事務局で想定していることはありますか。</p>
事務局	<p>ご質問ありがとうございます。まず、現状のシャトルバスの乗車方法について、ご説明申し上げます。車椅子利用者の方がシャトルバスにご乗車される場合は、ハイエースのトランク部分が全開に開きまして、そこから電動の昇降機が降りてまいります。昇降機が地面まで降りましたら、そこに車椅子ごとご乗車いただきます。シートベルトや車椅子の車輪が動かないように固定をさせていただき、運転手の方が昇降機を座席の高さまで上げます。その上で、車両の一番後ろに車椅子を固定させていただきます。 ですので、ご自身で停留所までお越しいただける方であれば、お一人で乗車することは可能です。介助者がいらっしゃる場合には、介助者は通常の座席に座っていただくという運用になっております。 また、シャトルバスでは、運行車両と予備車両ともに、車椅子ごとの乗車が可能なため、車椅子は荷物にはなりません。 委員がご心配されているのは、デマンドバスの方かと思われまます。現状のデマンドバスの車両は、4台のうち、2台がハイエースで、2台がセダン型となっております。ハイエースにつきましては、シャトルバス同様、車椅子ごとご乗車いただけます。</p>

	<p>一方、車椅子利用者の方がデマンドバスのセダン型にご乗車される場合は、お客様がセダン型の車に車椅子で横付けし、車内にご乗車いただきます。その際、運転手が車椅子を畳んで荷物として積むという運用になっております。</p> <p>令和7年度からのデマンドバスにつきましては、4台ともワゴン型で、うち2台は、現状のハイエースと同等の車椅子でご乗車いただける福祉タイプ車両を想定しております。</p> <p>予約時に車椅子利用者であることを言うていただきますと、福祉タイプの車両が来るという対応のほか、車椅子利用者の方につきましては、通常よりも乗車に時間を要する場合がございますので、オペレーターの方で、通常よりも時間がかかることを想定し、運行経路の修正をかけるという「車椅子対応等の機能」について、システムの仕様に入れておりますので、現在よりも使い勝手は良くなるものと思っております。</p>
会 長	その他ご意見ありませんでしょうか。
委 員	令和7年度からこのシステムで運行するに当たり、スケジュールはどうなっていますでしょうか。
会 長	スケジュールについて事務局から説明をお願いします。
事務局	ご質問ありがとうございます。スケジュールについてでございますが、本日、システム導入の仕様書についてご承諾をいただきましたら、今年度中に業者選定のための内部組織を作り、令和6年度早々から業者選定に入れるように準備を進めてまいります。夏頃には、業者選定を終え、残りの半年間で、住民説明会や運行事業者への説明などを行い、令和7年4月の運行開始を目指してまいります。
会 長	その他ご意見ありませんでしょうか。
事務局	<p>先程の説明について、一点補足をさせていただきます。15頁(9)利用者に関する規定ですが、現状では、車椅子利用者の方が一人であっても、運転手の方が操作する昇降機を利用すれば、椅子ごとの乗車が可能で、これにつきましては、令和7年度以降も同様の運用とすることを想定しております。</p> <p>そのため、「一人で乗り降り可能な方」という表現につきましては、そういった運転手の方のお手伝いなしにご乗車いただける方と誤解が生じるおそれがありますので、事務局の方で表現を工夫させていただければと考えております。</p>
会 長	現状と違うように捉えられるおそれがありますので、修正をさせていただくことを了解の上で、「議事」(1)「デマンドバス及びシャトルバスの仕様書(案)」についてご承認いただけますでしょうか。
全委員	(異議なし)
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>「議事」(1)「デマンドバス及びシャトルバスの仕様書(案)」について、ご承認いただけたということで進めていきたいと思っております。</p> <p>続きまして、議事(2)「令和5年度生活交通確保維持改善計画の事業評価」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	≪議事(2)「令和5年度生活交通確保維持改善計画の事業評価」につ

	いて≫説明
会 長	ただいまの事務局の説明に対してご意見等ありますでしょうか。 質問等がございませんので、議事（２）「令和５年度生活交通確保維持改善計画の事業評価」について、委員の皆さまにお諮りいたします。 議事（２）について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
全委員	（異議なし）
会 長	議事（２）については異議なしと認め、原案のとおり承認されました。 続きまして、議事（３）「本庄市交通政策協議会設置要綱の一部改正」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	≪議事（３）本庄市交通政策協議会設置要綱の一部改正について≫説明
会 長	ただいまの事務局の説明に対してご意見等ありますか。 質問等がございませんので、議事（３）「本庄市交通政策協議会設置要綱の一部改正」について、委員の皆さまにお諮りいたします。 議事（３）について、事務局の案のとおり進める方向でよろしいでしょうか。
全委員	（異議なし）
会 長	続きまして、次第４．その他についてでございますが、本日その他として予定しているものはございません。 委員の皆さまからご意見ございますか。よろしいでしょうか。 以上で、会議のすべての議事を終了させていただきます。 委員の皆さまのご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。 それでは、事務局へお返しします。
司 会	ありがとうございました。 委員の皆さまにおかれましては、本市の交通政策につきまして、引き続きご支援、ご協力をお願い申し上げます。 以上をもちまして、令和５年度第４回本庄市交通政策協議会を閉会とさせていただきます。 本日はお忙しい中、出席を賜りまして、誠にありがとうございました。